

協 定 書

南箕輪村（以下「甲」という。）と教育機関（以下「乙」という。）は、乙に在籍する学生の甲の機関における就業体験（以下「実習」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に在籍する学生の就業意識の向上及び県政に対する理解の促進に資することを目的として、次表のとおり乙に在籍する学生を実習生として受け入れる。

氏 名	学部・学科等	受入部署	受入期間

（実習時間）

第2条 実習生が実習を行う時間は、甲に所属する職員に適用する勤務時間の例による。

（実習生に対する報酬等）

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、交通費、食費等実習に伴う経済的負担を負わない。

（実習生の服務等）

第4条 実習生は、実習に関わる甲の職員の指示及び指導に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、甲の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守し、甲の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- 3 実習生は、実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- 4 実習生は、実習終了後、実習の成果としてレポートを作成し、甲へ提出するものとする。また、実習の成果を外部に発表する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。

（事故等の責任）

第5条 乙及び実習生は、実習における事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が故意又は過失により前条第2項又は第3項の規定に反する行為を行った場合、乙及び実習生は、甲及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の停止)

第6条 甲は、実習生の行為が誓約書の内容に反することその他の事情により実習を継続することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

(その他)

第7条 この協定書に定めるもののほか、実習の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地 1
南箕輪村
村 長

印

乙 (所在地)

(教育機関の代表者 職・氏名)

印